

④1993年12月12日のレフェレンダムに付すべき憲法草案へのエリツィンの最終書込
=ロシア連邦憲法草案（大統領修正案）

*レフェレンダムに向けた草案への手書きの修正案（11月2日案との対照必要）
末尾に11月8日の日付あり。レフェレンダムに付された草案は8日に印刷に
回され、10日の「ロシア通報」紙にて公表。なお、ベースとなっている草案は
明記されていない。書き込み、修正などの箇所は下線、取り消し線をつけた。
この修正が国民投票に付された草案の最終原稿となったと考えられる。

出典；Конституционное Совещание: Стенограммы, Материалы,
Документы:

29 апреля – 10 ноября 1993 г., Том 20, Ст.473-542, Издание Администрации
Президента Российской Федерации, М., 1996.

ロシア連邦憲法草案

*以下は、修正のあった条文のみ

第5条

④連邦の国家権力機関との関係において、すべてのロシア連邦の構成主体は、互いに同
権である。

第6条

②ロシア連邦の各市民は、その領域において、ロシア連邦憲法に定めるすべての権利お
よび自由を有し、平等の義務を負う。ロシア連邦の市民は、その居住する共和国の市民の
すべての権利を享受する。

第32条

②~~18歳に達した~~ロシア連邦の市民は、国家権力機関および地方自治機関において選挙
し、レフェレンダムに参加する権利をこれらの機関に選挙される権利を有する。

第38条

③~~18歳以上の~~成人した労働能力のある子どもは、労働能力のない親の面倒をみなけれ
ばならない

第65条

①の注 ロシア連邦の構成主体の名称は、ロシア連邦憲法の制定目の実際の状況に合わせ
て確定することになる。

第67条

③ロシア連邦の構成主体の領域は、その同意なしにこれを変更することはできない。ロ
シア連邦の構成主体相互間の境界は、その相互の同意（взаимному соглашением の表記
を взаимного соглашения に変更）によってのみこれを変更することができる。

第83条

2号の追加（以下番号変更）ロシア連邦政府の閣議において議長をつとめる権利を有し、
8号（旧7号）ロシア連邦の軍事ドクトリンの戒厳令を承認し、（元原稿が誤植か？）

第90条

①ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法および連邦法律が与える権限の行使のために、大統

領令および命令を公布する。

第 9 5 条

② 連邦会議には、ロシア連邦の各構成主体の国家権力の代表制機関および執行機関から各1人ずつの2人の代表が選出される。

第 1 0 7 条

③ 大統領が、連邦法律を受理してから14日以内にこれを拒否した場合は、国家会議および連邦会議は、ロシア連邦憲法の定める手続により、この法律の再審議をおこなう。再審議において、連邦法律が以前に採択されたテキストのまま各院の連邦会議および国家会議それぞれの代議員総数の投票の3分の2以上の多数によって承認された場合は、この連邦法律は7日以内にロシア連邦大統領によって署名され、公布される。

第 1 1 5 条

① ロシア連邦憲法、連邦法律、規範的なロシア連邦大統領令にもとづき、およびこれらの執行に際して、ロシア連邦政府は、決定および処分を公布し、これらの執行を保障する。

第 1 2 5 条

①項の追加（編集上、①を加え、定数を書き込む。以降、項番号繰り下がり） ロシア連邦憲法裁判所は、19人の裁判官によってこれを構成する。

②（元の①）の2号 共和国の憲法、ロシア連邦の構成主体の憲章、ならびにロシア連邦の国家権力機関の管轄およびロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の共同管轄に属する問題について公布された開わる法律およびその他の規範的アクト

第 2 編 9 項

（最後に追加） 第1期の連邦院の議員は、非常勤の原則でその権限を行使する。

*1993年11月8日15時15分に日時を入れた署名あり。